

○内閣府
経済産業省 告示第三号

沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第五十条の規定に基づき、及び同法を実施するため、国際物流拠点産業の集積に特に資するものとして主務大臣が定める基準等を次のように定め、公布の日から施行する。

令和四年五月十日

内閣総理大臣 岸田 文雄

経済産業大臣 萩生田光一

沖縄振興特別措置法第五十条の規定に基づく国際物流拠点産業の集積に特に資するものとして主務大臣が定める基準等

（定義）

第一条 この告示において使用する用語は、沖縄振興特別措置法（以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 対象者 提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域（以下「対象地域」という。）の区域内において認定国際物流拠点産業集積措置実施計画（以下「対象計画」という。）に従って国際物流拠点産業の用に供する設備を新設し、又は増設する認定事業者（法第四十二条の二第四項の認定を受けた者で、対象措置を実施するために必要な資産（以下「対象資産」という。）を取得した日の属する事業年度から措置終了事業年度までの各事業年度において法第五十条第一項に規定する課税の特例を受けようとする者又は対象資産を取得した日の属する事業年度から措置終了事業年度終了の日以後最初の一月一日の属する事業年度までの各事業年度において法第五十一条に規定する措置の対象となる地方公共団体において地方税の課税免除若しくは不均一課税の適用を受けようとする者をいう。以下同じ。）であつて、法第五十条第一項に規定する主務大臣の確認を受けようとする者

二 対象措置 対象者が対象計画に従って実施する国際物流拠点産業集積措置

三 確認申請 法第五十条第一項に規定する主務大臣の確認に係る申請

四 確認申請事業年度 確認申請の日の属する事業年度

五 措置開始事業年度 対象資産を事業の用に供した日の属する事業年度（当該対象資産を取得した日の

属する事業年度の翌事業年度終了の日までに当該対象資産を事業の用に供していない場合にあつては、当該翌事業年度)

六 措置終了事業年度 対象措置の実施期間の終了の日の属する事業年度

七 措置期間 措置開始事業年度の初日から措置終了事業年度の末日までの期間

八 既設事業所 対象者が確認申請事業年度の初日の前日以前に設置した事業所

九 新設事業所 対象者が確認申請事業年度に設置し、又は設置しようとする事業所

十 基準事業年度 措置開始事業年度の直前の事業年度

十一 特別確認申請 法第四十二条の二第六項の規定に基づく国際物流拠点産業集積措置実施計画の変更に伴う確認申請であつて、措置開始事業年度の翌事業年度以降に行われるもの

十二 特別基準事業年度 特別確認申請の日の属する事業年度の直前の事業年度

十三 常用労働者 期間を定めないで、又は一箇月以上の期間を定めて雇用されている労働者（事業主又は法人の代表者及び給与の支給を受けていない家族従事者（労働者のうち、事業主又は法人の代表者の親族である者をいう。）を除く。）

十四 基準常用労働者数 基準事業年度の末日において事業所に雇用されている常用労働者の数（対象者による確認申請が特別確認申請である場合は、特別基準事業年度の末日において当該事業所に雇用されている常用労働者の数又は基準事業年度の末日において当該事業所に雇用されている常用労働者の数のいずれが多い数）

十五 新設法人等 対象者のうち、確認申請事業年度に設立された法人又は確認申請事業年度に事業を開始した個人

十六 類似事業所 対象措置を実施する新設事業所と類似の事業を営む事業所であつて、対象者が一年以上継続して運営しているもの

十七 事業確認申請 法第五十条第二項に規定する主務大臣の確認に係る申請

十八 設立十年経過日 法人の設立の日以後十年を経過した日（当該法人が次のイ又はロのいずれかに該当する場合は、十年からそれぞれ当該イ又はロに定める期間を減じた期間を経過した日）

イ 合併により設立された法人であり、かつ、その合併を行った法人のうちいずれかの法人が対象地域の区域内において特定国際物流拠点事業を営んでいた場合 当該区域内において当該事業を開始した

日が最も早い法人が当該事業を行っていた期間

ロ 当該区域内において特定国際物流拠点事業を営んでいた者と実質的に同一と認められる法人である

場合 当該実質的に同一と認められる者が当該区域内において当該事業を行っていた期間

十九 対象法人 対象地域の区域内において認定特定国際物流拠点事業（以下「対象事業」という。）を

営む認定法人（法第四十四条第一項の認定を受けた法人をいう。以下同じ。）であつて、法第五十条第

二項に規定する主務大臣の確認を受けようとする法人（事業確認申請の日において、設立十年経過日の属する事業年度の直前の事業年度の末日を経過した法人を除く。）

二十 開始事業年度 事業確認申請の日の属する事業年度

二十一 終了事業年度 開始事業年度の初日以後五年を経過した日又は設立十年経過日のいずれか早い日の属する事業年度の直前の事業年度

二十二 対象事業期間 開始事業年度の初日から終了事業年度の末日までの期間

二十三 確認基準事業年度 開始事業年度の直前の事業年度

二十四 既設法人 対象法人のうち、開始事業年度の初日の前日以前に設立された法人

二十五 新設法人 対象法人のうち、開始事業年度に設立された法人

(法第五十条第一項に規定する主務大臣が定める基準)

第二条 法第五十条第一項に規定する主務大臣が定める基準は、措置期間が一年以上五年以下で、かつ、次の各号に掲げる対象措置の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当することとする。

一 既設事業所において実施する対象措置 次のイに該当し、かつ、ロ又はハのいずれかに該当すること。

イ 当該既設事業所（対象者が沖縄に本店又は主たる事務所を有する認定事業者であつて、当該事業所の事業に係る付加価値額を算出することが困難であると認められる場合は、対象者が沖縄に有する全ての事業所。以下同じ。）の事業に係る付加価値額増加率が、措置期間の年数（その期間に一年未満の端数があるときは、これを切り上げた年数）に係る次の(1)から(4)までに掲げる年数の区分に応じ、当該(1)から(4)までに定める割合以上であること。

(1) 二年 千分の三十

(2) 三年 千分の四十五

(3) 四年 千分の六十

(4) 五年 千分の七十五

ロ 措置期間中の各事業年度の末日において見込まれる当該既設事業所に雇用されている常用労働者の数がそれぞれ基準常用労働者数を下回らないものであり、かつ、当該既設事業所に係る平均一人当たり給与額増加率が、措置期間の年数（その期間に一年未満の端数があるときは、これを切り上げた年数）に係る次の(1)から(4)までに掲げる年数の区分に応じ、当該(1)から(4)までに定める割合以上であること。

(1) 二年 千分の三十

(2) 三年 千分の四十五

(3) 四年 千分の六十

(4) 五年 千分の七十五

ハ 措置期間中の各事業年度の末日において見込まれる当該既設事業所に雇用されている常用労働者の数が、それぞれ基準常用労働者数を上回ること。

二 新設事業所において実施する対象措置（新設法人等が実施するものを除く。） 次のいずれかに該当すること。

イ 対象者が、確認申請の日において、国内において類似事業所を有する場合（措置終了事業年度において見込まれる当該新設事業所の事業に係る付加価値額を算出することが困難であると認められる場合を除く。）にあつては、次のいずれにも該当すること。

(1) 措置終了事業年度において見込まれる当該新設事業所の事業に係る付加価値額が、基準類似付加価値額を上回ること。

(2) 措置終了事業年度において見込まれる当該新設事業所に雇用されている常用労働者の平均一人当たり給与額が、基準類似平均一人当たり給与額を上回ること。

ロ 対象者が、確認申請の日において、国内において類似事業所を有していない場合又は措置終了事業年度において見込まれる当該新設事業所の事業に係る付加価値額を算出することが困難であると認められる場合にあつては、措置終了事業年度において見込まれる当該新設事業所に雇用されている常用労働者の平均一人当たり給与額が、当該新設事業所の措置開始事業年度において見込まれる平均一人

当たり給与額を上回ること。

三 新設法人等が実施する対象措置 措置終了事業年度において見込まれる当該対象措置を実施する事業所に雇用されている常用労働者の平均一人当たり給与額が、当該事業所の措置開始事業年度において見込まれる平均一人当たり給与額を上回ること。

（確認書の交付）

第三条 主務大臣は、対象者から確認申請を受けた場合であつて、対象措置が前条各号の基準のいずれかに適合すると認めるときは、当該対象者に対し、確認書を交付するものとする。

（法第五十条第二項に規定する主務大臣が定める基準）

第四条 法第五十条第二項に規定する主務大臣が定める基準は、次の各号に掲げる対象事業の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当することとする。

- 一 既設法人が営む対象事業 次のイに該当し、かつ、ロ又はハのいずれかに該当すること。
- イ 対象事業に係る法人付加価値額増加率が、対象事業期間の年数（その期間に一年未満の端数があるときは、これを切り上げた年数）に係る次の(1)から(5)までに掲げる年数の区分に応じ、当該(1)から(5)

までに定める割合以上であること。

(1) 一年 千分の十五

(2) 二年 千分の三十

(3) 三年 千分の四十五

(4) 四年 千分の六十

(5) 五年 千分の七十五

ロ 対象事業期間中の各事業年度の末日において見込まれる当該既設法人に雇用されている常用労働者の数がそれぞれ確認基準事業年度の末日における常用労働者の数を下回らないものであり、かつ、当該既設法人に係る法人平均一人当たり給与額増加率が、対象事業期間の年数（その期間に一年未満の端数があるときは、これを切り上げた年数）に係る次の(1)から(5)までに掲げる年数の区分に応じ、当該(1)から(5)までに定める割合以上であること。

(1) 一年 千分の十五

(2) 二年 千分の三十

(3) 三年 千分の四十五

(4) 四年 千分の六十

(5) 五年 千分の七十五

ハ 対象事業期間中の各事業年度の末日において見込まれる当該既設法人に雇用されている常用労働者の数が、それぞれ確認基準事業年度の末日における常用労働者の数を上回ること。

二 新設法人が営む対象事業 終了事業年度において見込まれる当該新設法人に雇用されている常用労働者の平均一人当たり給与額が当該新設法人の開始事業年度において見込まれる平均一人当たり給与額を上回ること。

(確認書の交付)

第五条 主務大臣は、対象法人から事業確認申請を受けた場合であつて、対象事業が前条各号のいずれかに適合すると認めるときは、当該対象法人に対し、確認書を交付するものとする。この場合において、対象事業期間を確認書に付記するものとする。

(対象事業期間の延長)

第六条 前条の規定により確認書の交付を受けた法人（終了事業年度が、設立十年経過日の属する事業年度の直前の事業年度となる法人を除く。以下「確認法人」という。）は、対象事業期間の末日の翌日（以下「延長開始日」という。）以降継続して対象事業を実施する場合は、終了事業年度において、対象事業期間の延長を申請することができる。

2 前項の規定により対象事業期間を延長することができる期間（以下「延長事業期間」という。）は、延長開始日から同日以後五年を経過した日又は当該確認法人に係る設立十年経過日のいずれか早い日の属する事業年度の直前の事業年度（以下「延長終了事業年度」という。）の末日までの期間とする。

3 第一項の規定による対象事業期間の延長の申請のあった対象事業に係る主務大臣が定める基準については、第四条第一号の規定を準用する。この場合において、「法人付加価値額増加率」とあるのは「延長法人付加価値額増加率」と、「対象事業期間」とあるのは「延長事業期間」と、「確認基準事業年度」とあるのは「延長開始日の属する事業年度の直前の事業年度」と、「法人平均一人当たり給与額増加率」とあるのは「延長法人平均一人当たり給与額増加率」と読み替えるものとする。

4 主務大臣は、第一項の規定により対象事業期間の延長の申請を受けた場合であつて、延長事業期間にお

ける対象事業が、前項の規定により読み替えて準用する第四条第一号の基準に適合すると認めるときは、当該申請をした確認法人に対し、確認書を交付するものとする。この場合において、対象事業期間及び延長事業期間を確認書に付記するものとする。

(備考)

この告示における付加価値額等の計算方法は、次のとおりとする。

1 付加価値額は、次の算式により算出した額とする。ただし、対象となる事業年度の期間が一年未満である場合は、一年当たりの額に換算した額とし、零以下である場合は一円とする。

売上高－費用総額＋給与総額＋固定費

(注) 費用総額は、売上原価の額並びに販売費及び一般管理費の額を合計した額とする。

2 付加価値額増加率は、次の算式により算出した割合とする。

(措置終了事業年度において見込まれる付加価値額－基準付加価値額) ÷ 基準付加価値額

(注) 基準付加価値額は、対象者による確認申請が特別確認申請である場合は、特別基準事業年度における付加価値額又は基準事業年度における付加価値額のいずれか高い額とし、それ以外の場合

は、基準事業年度における付加価値額とする。

3 平均一人当たり給与額は、次の算式により算出した額とする。

事業年度の各月における常用労働者一人当たりの現金給与総額の当該事業年度における合計額・当該事業年度の月数

(注) 現金給与総額は、決まって支給する現金給与額及び特別に支払われた現金給与額の合計額とする。

4 平均一人当たり給与額増加率は、次の算式により算出した割合とする。

(措置終了事業年度において見込まれる既設事業所に雇用されている常用労働者の平均一人当たり給与額－基準平均一人当たり給与額) ÷ 基準平均一人当たり給与額

(注) 基準平均一人当たり給与額は、対象者による確認申請が特別確認申請である場合は、特別基準事業年度における平均一人当たり給与額又は基準事業年度における平均一人当たり給与額のいずれか高い額とし、それ以外の場合は、基準事業年度における平均一人当たり給与額とする。

5 基準類似付加価値額は、次の算式により算出した額とする。

基準事業年度における特定類似事業所の事業に係る付加価値額・基準事業年度の末日において当該特定類似事業所に雇用されている常用労働者の数×措置終了事業年度において新設事業所で雇用することが見込まれる常用労働者の数×付加価値額補正率

(注) 特定類似事業所は、対象者が有する類似事業所のうち、いずれか任意の一事業所(類似事業所を沖縄に有する場合は、沖縄に有するものに限る。)とする。以下同じ。

6 付加価値額補正率は、次の算式により算出した割合とする。ただし、特定類似事業所が沖縄に所在する場合は、一とする。

沖縄県が直近に公表した県民経済計算における一人当たり県民所得・特定類似事業所が所在する沖縄県以外の都道府県が公表した県民経済計算(沖縄県が直近に公表した県民経済計算の年度と同一の年度のものとする。)における一人当たり県民所得

7 基準類似平均一人当たり給与額は、次の算式により算出した額とする。

基準事業年度において特定類似事業所に雇用されている常用労働者の平均一人当たり給与額×給与額補

正率

8 給与額補正率は、次の算式により算出した割合とする。ただし、特定類似事業所が沖縄に所在する場合、一とする。

沖縄県が直近に公表した毎月勤労統計調査の地方調査における現金給与総額・特定類似事業所が所在する沖縄県以外の都道府県が公表した毎月勤労統計調査の地方調査（沖縄県が直近に公表した毎月勤労統計調査の地方調査の月と同一の月のものとする。）における現金給与総額

9 法人付加価値額増加率は、次の算式により算出した割合とする。

(終了事業年度において見込まれる付加価値額－基準付加価値額) ÷ 基準付加価値額

(注) 基準付加価値額は、確認基準事業年度における付加価値額とする。

10 法人平均一人当たり給与額増加率は、次の算式により算出した額とする。

(終了事業年度において見込まれる法人に雇用されている常用労働者の平均一人当たり給与額－基準平均一人当たり給与額) ÷ 基準平均一人当たり給与額

(注) 基準平均一人当たり給与額は、確認基準事業年度における平均一人当たり給与額とする。

11 延長法人付加価値額増加率は、次の算式により算出した割合とする。

(延長終了事業年度において見込まれる付加価値額－基準付加価値額)・基準付加価値額

(注) 基準付加価値額は、延長開始日の属する事業年度の直前の事業年度における付加価値額とする。

12 延長法人平均一人当たり給与額増加率は、次の算式により算出した額とする。

(延長終了事業年度において見込まれる法人に雇用されている常用労働者の平均一人当たり給与額－基準平均一人当たり給与額)・基準平均一人当たり給与額

(注) 基準平均一人当たり給与額は、延長開始日の属する事業年度の直前の事業年度における平均一人当たり給与額とする。